

第 62 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 の 2 の項から 2 の 4 の項までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 63 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表給付型奨学金積立基金（末吉育英基金）の項を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

給付型奨学金積立基金（末吉育英基金）を廃止し、大学等進学応援基金に統合するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 64 号議案

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 10 号）の一
部を次のように改正する。

本則の改正規定中「西蒲田七丁目 12 番 7 号」を「西蒲田七丁目 12 番 2 号」に
改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

蒲田西特別出張所の一時移転先を変更するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 65 号議案

おおた国際交流センター条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

おおた国際交流センター条例

(設置)

第 1 条 大田区（以下「区」という。）における国際都市施策及び国際交流活動並びに地域における多文化共生を一体的に推進する拠点を整備し、「国際都市おおた」の更なる飛躍に資するため、おおた国際交流センター（以下「センター」という。）を大田区蒲田四丁目 16 番 8 - 201 号に設置する。

(施設)

第 2 条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 多言語相談窓口
- (2) 会議室
- (3) 情報・交流コーナー
- (4) その他必要な施設

(事業)

第 3 条 区は、センターにおいて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国際交流及び多文化共生推進に関すること。
- (2) 外国人の相談に関すること。
- (3) 会議室及び付帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。
- (4) 第 1 号に関する資料の収集及び情報の提供に関すること。
- (5) 第 1 号に資する者及び団体と区との連携及び協働の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第4条 施設等は、区内で国際交流活動を行い、多文化共生社会の推進に資する次のいずれかの団体であって、あらかじめ区に登録したものに限り、これを使用することができる。

- (1) 日本語教室を行う国際交流団体
- (2) 前号の団体以外の国際交流活動又は多文化共生推進事業を行う団体

2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、施設等を同項各号に掲げるもの以外のものに使用させることができる。

(使用の申請及び承認)

第5条 施設等を使用しようとするものは、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げるものに施設等を優先して使用させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するときは、他に優先して使用することができる。

(使用の不承認)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 会議室の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 付帯設備の使用料は、5万円の範囲内において規則で定める。
- 3 前2項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(使用料の減免)

第8条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第9条 第5条の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第7条に規定する使用料を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不返還)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(設備の変更制限)

第11条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用权の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用承認の取消し等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。

- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情によりセンターの使用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5条の規定に基づく使用の申請及び承認に伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

施設名	使用区分		
	午前	午後	夜間
会議室A	1,300円	1,900円	2,800円
会議室B	1,300円	1,900円	2,800円
会議室C	1,300円	1,900円	2,800円

備考

- (1) 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分までとし、それぞれの

区分を1使用区分とする。

- (2) 会議室A、B及びCは、それぞれ間仕切りの移動により一体的に使用することができる。
- (3) 同一時間帯に2以上の会議室を使用する場合の使用区分及び使用料は、その室数に応じて合算する。
- (4) 連続した時間帯を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで又は午後4時30分から午後5時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は、徴収しない。
- (5) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (6) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。

（提案理由）

おおた国際交流センターを設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

大田区多文化共生推進センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区多文化共生推進センター条例を廃止する条例

大田区多文化共生推進センター条例（平成 22 年条例第 24 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大田区多文化共生推進センターを廃止するため、条例を廃止する必要があるの
で、この案を提出する。

第 67 号議案

大田区民ホール条例の施設の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民ホール条例の施設の供用停止に関する条例

大田区民ホール条例（平成 10 年条例第 5 号）に規定する施設は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区民ホールの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、施設の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 68 号議案

大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例（昭和 28 年条例第 18 号）の一部
を次のように改正する。

別表中

「
| 平和島駅前公衆便所 | 同 大森北六丁目 28 番 1 号 | を
」

削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平和島駅前公衆便所を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案
を提出する。

第 69 号議案

大田区役所本庁舎ゴンドラ設備本体更新工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区役所本庁舎ゴンドラ設備本体更新工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区役所本庁舎ゴンドラ設備本体更新工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 2 億 2,889 万 9,000 円
- 4 契約の相手方 大田区大森北一丁目 33 番 5 号
大田建設業協同組合
代表理事 小 林 光 一
- 5 工 期 契約有効の日から令和 4 年 11 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第70号議案

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I期）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他電気設備工事（I期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金12億5,275万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目1番9号
永岡・城南・センシン建設工事共同企業体
代表者 大田区本羽田三丁目1番9号
永岡電設株式会社
代表取締役 石渡光男
構成員 大田区東矢口一丁目12番22号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯收二
構成員 大田区東糀谷一丁目16番3号
センシン電気株式会社
代表取締役 金澤健一

5 工 期 契約有効の日から令和6年4月30日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 71 号議案

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（I 期）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 17 億 9,850 万円
- 4 契約の相手方 大田区矢口一丁目 4 番 10 号
装芸・エバジツ・岩沢建設工事共同企業体
代表者 大田区矢口一丁目 4 番 10 号
日本装芸株式会社
代表取締役 石 蔵 陽 一
構成員 大田区北嶺町 4 番 18 号
株式会社エバジツ
代表取締役 細 淵 宏
構成員 大田区池上三丁目 14 番 7 号
株式会社岩沢設備商会
代表取締役 岩 澤 隆 彦

5 工 期 契約有効の日から令和6年4月30日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 72 号議案

大田区民ホールアプリコ舞台機構改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民ホールアプリコ舞台機構改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民ホールアプリコ舞台機構改修工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 5 億 7,200 万円
- 4 契約の相手方 新宿区新宿四丁目 3 番 17 号
三精テクノロジーズ株式会社 東京支店
東京支店長 藤 井 靖 彦
- 5 工 期 契約有効の日から令和 5 年 1 月 20 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第73号議案

大田区民ホールアプリコ舞台照明設備改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区民ホールアプリコ舞台照明設備改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区民ホールアプリコ舞台照明設備改修工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金3億5,145万円
- 4 契約の相手方 江東区青海一丁目1番20号
パナソニックLSエンジニアリング株式会社 東京本部
取締役本部長 秋月伸也
- 5 工期 契約有効の日から令和5年1月20日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 74 号議案

大田区新蒲田一丁目複合施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区新蒲田一丁目複合施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区新蒲田一丁目複合施設

2 指定管理者の名称

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表団体

アクティオ株式会社

構成団体

株式会社東急コミュニティー

3 指定の期間

令和 3 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 75 号議案

大田区新蒲田区民活動施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区新蒲田区民活動施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区新蒲田区民活動施設

2 指定管理者の名称

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表団体

アクティオ株式会社

構成団体

株式会社東急コミュニティー

3 指定の期間

令和 3 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 76 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

区の義務に属する損害賠償の額の決定について
区立小学校における児童負傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定
する。

記

1 事故の概要

平成 27 年 4 月 8 日、区立小学校の体育館において、昼休み中に同区立小学校の児童が蹴ったバスケットボールが相手方児童の顔面に当たり、当該相手方児童の右目が負傷した。

2 賠償金額

金 145 万円

(提案理由)

区立小学校における児童負傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、この案を提出する。